

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
1	銀行法施行規則（以下「施行規則」）改正案第 35 条第 1 項第 2 号の 2 等は、償還等を「しようとする場合」と規定している。 しかし、法理論的には、（期限の有無にかかわらず、）特約等がある場合、相手方の請求により直ちに償還等をしなければならない場合もありうるが、このような場合は、償還等をする前に届出をすることが不可能である。 したがって、このような場合は、届出を事後にすれば足りることとするべきである。	相手方の請求により直ちに償還等をしなければならない場合であっても、償還の実施が決定した段階で速やかに届出を行うことで実務上対応が可能であるものと考えております。
2	施行規則改正案第 35 条第 1 項第 24 号の 4 について。 会社法においては、増資手段としての新株の発行と自己株式の処分は、「募集」という共通の規定で規律されている（実行に伴い変動する資本勘定などが相違するが、手続は共通である）。故に、募集を自己株式の処分により行う場合に届出を求めるならば、それは新株発行による募集と同様のものとすべきである。 一方、新株の発行については届出義務はなく、資本金増加に関する届出がこれに相当する。その名も「増資届出書」である（監督指針別紙様式 4-7-1 など）。銀行法（以下「法」）第 53 条第 1 項第 4 号「資本金の額を増加しようとするとき」	法 53 条第 1 項第 4 号の届出事項は、銀行経営全体の観点から重要と考えられる資本金の額の増加について把握することを目的としている一方、今回施行規則に追加する規定（第 35 条第 24 号の 4 等）については、主に自己資本比率の変動を把握することを目的として届出事項として追加するものです。こうした目的の違いに鑑みると、必ずしも両事項に係る監督指針別紙様式を統一させる必要はないものと考えております。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	の規定と届出実態が合っていないのである（注）。 この規定と実態のズレ（「資本金の増加」の名において新株発行による増資の届出を求める）を放置したまま、それとは別に自己株式処分による増資について新株発行による増資とは大きく異なる届出書を創設することは、ツギハギの拡大であり法の体系をいたずらに乱すものである。 故に、現時点において施行規則改正案第 35 条第 1 項第 24 号の 4 の新設は見送るべきである。まず、法第 53 条第 1 項第 4 号を削除または募集によらない資本金増加（注）に限定した上で、施行規則第 35 条第 24 号の 4・第 24 号の 5 として、新株発行による増資と自己株式処分による増資の届出義務をそれぞれ規定すべきである。そして、その両者の届出は、内容を整合させるべきである。 （注）資本金の増加は、増資以外に、新株予約権の行使・資本準備金の資本組入れ・組織再編等によって起こり得る。	
	既存の監督指針別紙様式 4－7－1（増資届出書）には以下の問題がある。 ① 授權資本に金額欄（「百万円」）がある。授權資本に金額はあり得ない（様式 4－7－3 も同様）。 ② 増加する資本金の額（予定）として株式数と金額の欄があるが、この段階では単価が決まっていないのが通常	監督指針別紙様式 4－7－1 については、 ① 「授權資本」の項目における金額欄（「百万円」）については、ご指摘を踏まえて修正いたしました（様式 4－7－3 も同様）。 ② 「増加する資本金の額（予定）」の項目については、届出提出時点で決定されている募集事項（会社法 199 条 1 項

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	であり、株式数または金額のいずれかは予定はおろか想定も不可能である。 ③ 脚注の「株主割当、第三者割当または“募集”」とあるが、“募集”は“公募”であるべきである（監督指針別紙様式４－７－３も同様）。 また、監督指針別紙様式４－７－３脚注において「払込期日に届出を行うものとする」とあるが、払込期日に募集を超える応募があった場合は、株式数や調達額が確定していないこともあり得る。「払込期日後すみやかに届出を行うものとする」とすべきである。	各号に定める事項）等を踏まえて、届出提出時点における予定額を記載していただいております。 ③ （注）２記載の「募集」という表現については、会社法第１９９条等の用語に合わせて「募集」としております。 監督指針別紙様式４－７－３については、払込期日に様式記載の各項目の内容が確定することから、払込期日に届出していただくものとしております。
3	施行規則改正案第３５条第１項第２４号の２について。 総会決議により取得条項付株式の取得日を決定しようとする場合に届出を求めるものであるが、当該決定に総会決議を要するのは非取締役会設置会社である（会社法第１６８条）。銀行はすべて取締役会設置が義務付けられている（銀行法第４条の２）ため、本条項の適用はあり得ない。空文を規定するのはいかがか。 また、取締役会決議前、すなわち銀行としての意思決定前の届出を求めることになるため、取締役会決議により取得日を決定しようとする場合に届出を求めるのは不適切である。	ご指摘を踏まえて施行規則案改正案第１項第２４号の２及び第３項第１８号の３並びに監督指針別紙様式４－３３－２を修正いたしました。
4	施行規則改正案第３５条第１項第２４号から第２４号の４について。 いずれも、取締役会における決定が最終決定である場合は	いずれの届出事項についても、取締役会又は株主総会によって決議され、実施に係る最終的な意思決定がなされた後に届けていただくことを想定しております。

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	取締役会決議後すみやかに届け出ることによりと考えられるが、最終的に総会決議により決定する場合は、総会に当該事項を提案する旨の取締役会決議後すみやかに届出することを求めるのか、総会決議後に届け出てよいのか、バラバラである。 すなわち、第 24 号と第 24 号の 4 については取締役会決議後届け出るべきだと考えられるが、第 24 号の 3 については監督指針別紙様式 4－3 3－3 脚注において総会決議後に届け出るべきことが明記されている。	この点について明確化するため、監督指針別紙様式 4－3 3－1 から 4－3 3－4 までにおいて、届出を行う時点に関する注を追加いたしました。
5	施行規則改正案第 35 条第 1 項第 24 号の 4 に規定しようとしている「自己株式を引き受ける者の募集をしようとする場合」の届出については、自己株式の処分により自己資本比率は上昇すること、監督指針に受理に際しての着眼点もないことから、事前届出とする必要性はなく、過剰な規制ではないか。（銀行法施行規則第 35 条第 3 項第 18 号の 5 において同じ。）	自己資本比率の上昇についても監督上重要な事象であることに鑑み、本項目については事前届出としております。
6	主要行等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－1－1－3（3）①について 「期限前償還に係る届出を受理『しようとする時』は」とあるが、届出を受理するに当たって実質的審査を行うならば、それは届出ではない。届出ならば、形式要件を満たしていれば受理すべきである。	届出については、法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合には、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとされます。
7	監督指針別紙様式 4－3 3－1 について	ファイルの構造上やむを得ずこのように表示されております

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	表題中「自己の株式」の「自」と「己」の間にスペースがあるようである。	が、該当部分を更新する際に留意いたします。
8	監督指針別紙様式 4-33-2 について 「取得株式数」欄について、「(発行済み株式総数／発行済み取得条項付株式総数)」は意味不明である。	発行済み株式総数及び発行済み取得条項付株式総数をそれぞれ記載ください。
9	主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅳ-5 事務処理上の留意点」として、銀行及び当該銀行を子会社とする銀行持株会社の両者がそれぞれ届出を行う必要がある場合には、銀行及び銀行持株会社の連名により、1 つの届出書として提出することが可能となっている。 今回追加される予定の届出については、同様の取扱いとなるのか。監督指針Ⅳ-5 の改正は行わないのか。	主要行等向けの総合的な監督指針「Ⅳ-5 事務処理上の留意点」では、銀行及び銀行持株会社の届出事項が同一であり、連名で 1 つの届出書を提出することが可能な場合（子会社に関連する届出等）について定めております。今回追加する届出事項については、銀行及び銀行持株会社で届出内容が異なることが想定されることから、監督指針Ⅳ-5 の改正は予定していません。 なお、実務上の負担軽減の観点から、1 つの届出事項について銀行及び銀行持株会社の双方から届出が必要となると想定される事項については、併せて届出いただくことも可能としております。（監督指針別紙様式 4-35-1 及び 4-35-2）
10	何でも事前届出を求めればよいというものではない。プリンシプルベースの監督というポリシーからは、むしろ事後届出にシフトすべきではないか。	既存の届出事項及び今回新設する届出事項については、監督上の重要性に鑑みて事前届出とすることが望ましいと考えております。
11	郵便貯金銀行及び郵便保険会社に係る移行期間中の業務の制限等に関する命令（以下「業務制限」）命令改正案第 13 条第 1 項第 26 号及び第 27 号には、「資本調達」とあります。	業務制限命令改正案第 13 条第 1 項第 26 号及び第 27 号の「特別目的会社等」には会社以外の者（海外に所在する連結子法人等など）も含まれることに鑑み、会社法の規定及び文言等に基

番号	コメントの概要	金融庁の考え方
	しかし、これでは、新株予約権、新株予約権付社債、劣後特約付金銭消費貸借、劣後特約付社債、取得条項付株式、全部取得条項付種類株式、自己株式等が含まれるのかどうかはつきりせず、妥当でないと思います。 したがって、「資本調達」に該当するものを具体的に列挙するか、銀行法第14条の2第2号の基準を引用するなどして、明確に規定すべきだと思います。	づかずに届出事由を定義しております。 ここにいう「資本調達」は、業務制限命令改正案第13条第1項第26号に定義されているとおり「専ら郵便貯金銀行の自己資本の充実に資する資金の調達」を意味しており、現時点においては、「銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準」（平成18年金融庁告示第19号。以下「告示」）に規定する「特別目的会社等の発行するその他Tier1資本調達手段」（告示第6条第1項第4項）及び「特別目的会社等の発行するTier2資本調達手段」（告示第7条第1項第4号）並びに平成24年3月31日改正前又は平成25年3月8日改正前の告示に規定する海外特別目的会社の発行する優先出資証券（経過措置を通じてその他Tier1資本に係る基礎項目又はコア資本に係る基礎項目に算入されている部分に限る。）等が該当します。